

平成22年度 第2回 芦屋市廃棄物減量等推進審議会 会議録

日 時	平成23年2月24日(木) 14:00 ~ 16:30
場 所	環境処理センター1階 会議室
出席者	委員 山口 薫 , 服部 静枝 , 田中 要悦 , 北村 勝美 " 大谷 洋子 , 今村 千顯 , 中村美津子 , 西川 幾雄 " 虎枝 寛哲 , 山崎 卓三 , 上月 敏子 , 谷崎明日出 事務局 山中 辰則 , 清水 俊幸
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 連絡事項
- (2) 議 題
 - (ア) 前期審議会の提案事項
 - (イ) 芦屋市一般廃棄物処理基本計画について
 - ・抽出課題の検討
 - ・H22.10.14審議会の意見集約
 - ・修正箇所提案
- (3) その他

2 提出資料

- 資料1 前期審議会の提案事項書
- 資料2 H22.10.14審議会の意見集約書
- 資料3 資源化率減少の解析書
- 資料4 修正箇所の提案書
- 資料5 一般廃棄物処理基本計画書(素案)(H23.2.24現在)
- 資料6 一般廃棄物処理実施計画書(H22年度版)

3 審議経過

開会

(山口会長)

皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから平成22年度第2回芦屋市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

私、会長を仰せつかりました同志社大学ビジネス研究科 山口と申します。

よろしくお願ひします。

本日の会議は、委員15名のうち12名の委員の出席をいただいております。

したがって、委員の過半数の出席がありますので、審議会条例第6条第2項により、

この会議は、成立しております。

それでは、皆様のお手元にあります本日の審議会次第に従いまして、この会議を進めていきたいと思っております。

まず、最初に連絡事項を事務局の山中さんからお願いいたします。

(事務局山中)

それでは、失礼します。

本日、環境処理センター長の山田課長が欠席をしておりますので、私、課長補佐の山中が報告させていただきます。よろしくをお願いいたします。

連絡事項としましては、三つ予定させていただいております。

まず、一つ目が前回、都合で御出席いただけなかった委員さんに一言お願いしたいと思っております。

二つ目は、審議会の公表について、三つ目は、会議終了後の施設見学について御連絡させていただきたいと思っております。

それでは、御紹介ですが、服部委員から一言ごあいさつさせていただきたいと思っております。

(服部委員)

はじめまして、京都精華大学の服部でございます。

前回は、欠席をして申し訳ございませんでした。

この審議委員の要請をいただいた時にも申し上げたのですが、授業の関係、それに京都との往復にほぼ5時間近く掛かるということもありまして、1日空いてないと出席できないという事情もございます。

また、欠席することがあるかと思っておりますが、ご了解いただきたいと思います。

こちらの処理センター、そして本庁舎で私のゼミの学生がEMS、環境マネジメントシステムの構築支援をさせていただきました。

内部監査にも学生が監査員として参加させていただくなど、環境課とこちらの処理センターには、お世話になっております。

京都在住のため、この町自体を良く知らない部分もございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局山中)

続きまして、今村委員、お願いします。

(今村委員)

今村と申します。

この前の時に、私、尿管結石になりまして、休ませていただきました。

自治会連合から参りましたので、私たちはそれこそ地域に密着しておりますので、何かそこら辺のことでごみの減量とか、協力できたらと思っております。

よろしく申し上げます。

(事務局山中)

ありがとうございました。

それでは続きまして、中村委員、お願いします。

(中村委員)

皆様、こんにちは。

今回は、休ませていただきまして、申し訳ございません。

前期も、この審議委員だったので、会議の流れとか分かりますが、商工会から出ており、色々ごみ関係には、関心がありますので、また勉強させていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

(事務局山中)

ありがとうございました。

続きまして、基本計画の策定業務を委託しております株式会社環境技術研究所の方にオブザーバーとして参加していただいておりますので、一言お願いします。

(コンサルタント田中)

環境技術研究所 田中と申します。よろしく願いいたします。

(事務局山中)

それでは、公表につきましては、「附属機関等の設置等に関する指針」に基づきまして、各委員さんに発言いただきました内容につきまして、委員さんの名前の入った会議録を市役所 1 階の行政情報コーナーと芦屋市役所のホームページにより公開をすることが原則となっております。

非公開とする場合もありますが、その取り扱う案件の性質によりまして、会長が会議に諮って決めることができます。

非公開は、個人情報や公開することにより、人の生命、健康、財産の保護に支障が生じるなど、その理由を明らかにし会議録等を記録しなければなりません。

今回の審議会は、非公開の理由がありませんので公開となっております。

御了承のほど、お願いいたします。

審議会終了後に会議録を作成しまして、郵送いたします。

その発言の内容を確認していただきまして、修正があれば期間内に御連絡をいただきますと修正させていただきます。

1 か月以内に公表しないといけないため、皆さんにお届けして、返していただきますので、確認する期間が1週間もない状況がありますがよろしく願いいたします。

前回の 10 月に開催しました審議会の会議録につきましては、芦屋市のホームページにアップさせていただいておりますので、どういう内容であったか分かるようになっております。

三つ目の連絡事項としまして、会議終了後に環境処理センターで、ごみを処理しているところを見ていただき、参考にいただければと思っています。

この会議の進行によりまして、予定では 3 時 40 分までとさせていただいて、その後、見学に行き 4 時半には終わりたいと思っています。

折角の機会ですので、皆さんに施設見学にも参加していただければと思っています。

(山口会長)

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御報告に関して、何か御質問、御意見等おありでしょうか。

この審議会の内容を公表するという点については、いかがですか、いいですか。

それでは、早速、議題の審議に入りたいと思います。
最初に、お手元にあります前期審議会の御提案について資料ありますね。
事務局から、御説明をお願いします。

(事務局山中)

前回の審議会で、前期の審議会から申送りなど、ありませんかと御提案をいただきましたので、こちらに8項目まとめさせていただいております。

今までの審議会では、ほとんどの項目について、その都度或いは次回の審議会の時に回答させていただいております。

また、前期の会長からも特段の申送りについて、懸案になっている事項はないと思いますので、ここに挙げさせていただいているものについて、御報告、説明をさせていただきます。

これ以外に、まだ何かあれば、前期の委員さんに御助言いただければありがたいと思います。

まず、式次第の後ろにつけています1番から4番までが実施計画の内容になっており、御意見をいただいております。

1番が「資源ごみの記載がないので、発生量、リサイクル量などを記載し、ごみの動きが分かるようにし、また、収集処理経費の記載がない。」と御意見をいただき、市の考え方を右の欄に「次回の作成時に記載します。」と書いております。

お手元の平成22年度芦屋市一般廃棄物処理実施計画がこれに当たります。

この3頁を開けていただきますと(6)番の下の表に御提案いただいた資源ごみの動き、発生量、リサイクル量、リサイクル率を挙げておりますので、流れが分かり易くなっていると思います。

燃やすごみは、そのまま焼却処理をして埋立しており、埋立率は、灰率ということで17.5%、紙資源・ペットボトルの資源ごみは1,781トン来まして、手選別等をしますと紙類は、処理センターの中に入ってこないで、そのまま紙のリサイクルセンターに持って行っていますので100%となります。

ペットボトルは157トン入ってきて142トン資源化し90.4%リサイクルしています。

燃やさないごみ、粗大ごみも含めて、手選別などをして資源化をしており、46%となります。

選別残渣は、例えば段ボール箱に入れてごみを捨てたとか、ペットボトルの中に、たばこの吸い殻、紙などのごみが入っていたり、そのまま物が入っていたりするものについては、焼却処理をしています。

そういう流れを書いているのと14頁に御提案いただきました各経費が幾ら掛かっていることを挙げております。

区分としては、横方向に車両収集、真空収集、これは、芦屋浜と南芦屋浜は、パイプライン設備でごみを運んでいますので、その経費、委託収集は、阪急以北、芦屋浜の埋立地の一部については、市が業者に委託して収集する地域になります。

資源化、焼却、最終処理の経費を上げています。

環境処理センターの平成20年度の決算額に整合している数値を挙げています。

それから、先ほどの2番目に戻っていただきまして、平成20年の3月までは、市で生ごみ堆肥化のコンポスト容器について、助成制度をしていましたが申込件数が一桁台になり、また、再利用意識の高揚など一定の効果を挙げたため、廃止させていただいた経緯があります。

その代わりに段ボール箱でコンポストをすることがインターネットに載っています

ので、それを御利用してくださいと挙げさせていただきましたが、不確かな情報でありますから削除してくださいということで削除させていただきました。

3番に、「産業廃棄物量の把握をすること。」と提案いただきまして、平成22年4月から量の把握を始めております。

集計ができた時に掲載をしていきたいと考えております。

4番で、「スーパーなどで魚や肉が載せてあるプラスチックの皿は、どの分類、分別に入るのでしょうか。私たちは近くのスーパーの収集箱に持参していますが、ごみステーションでの収集はしないのでしょうか。又は、廃棄物減量のため、この皿を使用しない方法をスーパー等で検討しているのでしょうか。」という御提案をいただきまして、芦屋市においては、プラスチック類は、燃やすごみとさせていただきます。

その理由がそこに書いておりますが、処理センターで選別場の確保が出来ないということがありますので、分別収集は考えておりません。

スーパーなどでの取組、事業者さんでお願いをすることになります。

5番で「パイプラインを今後の検討課題とし、どうするかを打ち立ててほしい。」これにつきましては、基本計画改定時に記載しますということで、次の議題であります抽出課題の検討の中に挙げさせていただきました。

6番の「市ホームページで何番目の訪問者との表示は、広報のあり方として大事なことと思う。」につきましては、掲載をしている広報課に確認しましたが、現在は表示をしていないということです。

7番目と8番目は、持ち去りのことについて御意見をいただいております。

まず、7番目が「持ち去りした資源物で暮らせる人がいれば構わない。」「多様なそういう持ち去りする人が資源化するという多様なルートがあってもよい。」の御提案をいただきまして、市としては、市が市民の方に分別をお願いしまして、市民の方も御協力をいただいて、家の中でも分別していただいて、ごみステーションでも分別して出していただいておりますので、そういう御協力に対してといたしますか、資源化システムの推進をしないとイケませんので、それを考えたということになります。

ここに書いていますように「組織的に悪質な方に対して、取り締まりをする予定であった。」ということを書いております。

8番目で、「リサイクルシステムは、行政がやるのではなく、民民でやるべきと思う。持ち去る者ではなく、買取業者に規制をすべきである。」

市の考え方は、「行政がする役割もありますので、条例化するということも一つの方法と考えます。集団回収の業者が紙類やその他の資源物を買取りしていただいておりますので、そういう業者の方をお呼びしまして、行政回収する分について、持去りは駄目です。」と呼び掛けをする予定でいました。

しかし、皆様も御存知だと思いますが、平成22年12月に持去り条例を提案させていただきましたが、継続審査になっております。

継続審査の理由が、「パブリックコメントをすること、集団回収を含めたらどうですか。」との御意見をいただいております。

以上が、前期審議会からの提案事項を御報告させていただきました。

4番のスーパーなどへの取組は、事業者の方に確認したいと思っております。

(山口会長)

ありがとうございました。

これは、前年度の審議会からの御意見ということですね。

前年度委員の方、何人かおられたと思いますが、これについていかがでしょうか。

大体、審議で出したような御意見がここに要約されているでしょうか。

私、1点だけお聞きしたいんですが、前回、初めて我々審議会をさせていただいたんですけど、その時に出てくるべきだと思うんですが、今回だったのは、どういう理由ですか。

(事務局山中)

済みません。前回の時は、基本計画のボリュームが多くあり、また、前期会長からも懸案事項が残っているという意識がありませんでした。

後先になって申し訳ありませんが、今回、御報告させていただきました。

(山口会長)

分かりました。

これについては、今年度の基本計画の中に既に反映されている訳ですか。

(事務局山中)

そうです。反映しております。

(山口会長)

委員の皆さんから何か御意見等おありでしょうか。

前期審議会からの御提案事項、これによろしいでしょうか。

今年度に反映させたという理解で、この件については、了解させていただきます。

それでは、今年度についての件ですが、お手元にあります芦屋市一般廃棄物処理基本計画について、抽出課題の検討資料を参考にしながらお考えいただきます。

事務局から御説明をお願いします。

(事務局山中)

一つ目がごみの有料化、二つ目が焼却施設の延命化、それからパイプライン施設の維持管理の3点を挙げさせていただいております。

他にも課題が一杯ありますが、環境処理センターの課題の中核である3点を挙げさせていただいております。

まず、ごみの有料化は、基本計画で62頁を開けてください。

「イの有料化」に各市の状況を書いております。

文章を読まさせていただきます。

「阪神地域の9市町における有料化状況は、本市と同様に粗大ごみのみ有料化としているのが西宮市、伊丹市、宝塚市、猪名川町の3市1町です。

粗大ごみの有料化とともに可燃ごみ等の袋を市場価格等で指定袋としているのが神戸市、尼崎市、三田市の3市、それから粗大ごみ、可燃ごみともに有料化を行っていないのが川西のみとなっています。

近隣市町が有料化を実施した場合に、本市にごみ越境して投棄されることも想定されるため、今後も各市の動向を注視していく必要があります。」という現状を書かせていただいております。

施策としましては、88頁になりますが、近隣の状況に合わせた有料化の検討で、一般廃棄物処理有料化の手引が出まして、有料化の主な目的が一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などとし、一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策、手段として位置づけら

れています。

本市においては、ごみの減量化は、各種の施策を行うことで推進しており、年々排出量が減少しています。

「ごみの有料化を行えば、ごみ焼却量の過度な減少になると想定され、焼却炉の安定燃焼が得られなくなるため、焼却施設の建替えが必要となります。

経費面からは、焼却炉施設の延命をすることが有効と判断するため、ごみの有料化以外の施策を行い、前述の目標を目指します。ただし、阪神間の各自治体の状況を注視し、特に近隣市がごみの有料化を実施する時には検討を行う必要がある。」と考えています。

要約しますと、ごみの有料化は、ごみ袋を指定袋にします。

一例として、45リットルの袋を10円で販売します。

それは、ごみの有料化ではなくて、指定袋制になります。

それにプラス20円から30円上乗せをして販売することでごみの有料化になります。

ごみ袋を有料化することによって、市民の人が出来るだけ、ごみ袋を使うのを少なくすることで、ごみを減量しようというのが指定袋、その次が、ごみの有料化の考えになります。

阪神間各市では、指定袋にしている自治体はありますが、有料化を実施しているところがありませんので、本市としては他市に先行して有料化をすることは、現在考えておりません。

ただ、将来的に各市が有料化をすることになれば、先ほど申し上げたように越境してくるごみも考えられ、また、国や県からの指導も想定されるので、その時に検討をしないといけないと考えております。

議会等でも有料化について、他の施策で減量化出来ないのですかと御意見をいただいておりますので、提案させていただいて、御意見をいただければと思っております。

(山口会長)

今回、有料化はまだ実施しないという。

お聞きしたいんですが、芦屋市は、指定のごみ袋以外のごみも受け入れるのですか。

(事務局山中)

今のところ、ごみ袋は指定していませんので、青、白、黒色であっても、大丈夫です。

ただ、出来るだけ中身が見えるようには、していただきたいというのがあります。

今は、特段、指定はしていません。

(山口会長)

指定のごみ袋しか受け入れないという段階と、それから有料化するという段階も考えられると思いますが芦屋市の皆さん、これについてはどうですか。

近隣市町村並みで芦屋市もいいということによろしいでしょうか。

それとも、率先して何かやるべきだという御意見でしょうか。

(北村副会長)

芦屋浜のシーサイドタウンは、パイプラインでごみを収集しています。

シーサイド以外のごみの捨て方や条件が違うということで、そこら辺をどうするかという問題があると思います。

有料化ということになると、その辺の検討を充分しないといけないと思います。

(山口会長)

シーサイドは、他の地区に比べて制約的だという、御意見がある訳ですか。

(北村副委員長)

いや、そういうところは、まだ全然出ていません。

(事務局山中)

芦屋浜に住んでおられる方は、パイプラインというシステムがありますから、ごみ袋を有料にしましても、ごみ袋を使わないで自由にごみが投入出来る仕組みになっています。

ごみ袋を有料にしても、チェックが出来ないシステムになっています。

(服部委員)

質問してもよろしいですか。

有料化によりゴミが削減されれば、ここに書いてあるように焼却炉の安定燃焼に問題が出てくるとのことですが、安定燃焼ができなかった場合の弊害について、具体的な数値などは、出ているのでしょうか。

(事務局山中)

結果として、煙突から大気汚染防止法や公害防止協定値以上の排ガスが出ないように制御室で監視し、24 時間作業員がチェックをして、公害の発生しない施設の運営管理をしています。

安定燃焼しないというのは、115 トンの焼却炉ですから、できたら 115 トンの公称能力前後で焼却するのが一番安定した状況になりますが、現時点でも約 90 トンぐらいの焼却量になっています。

芦屋市の年間の焼却量を 365 日で割った時の量です。

後で御説明しますが、年末年始、月曜、火曜は、非常にごみ量が多くその時は、最大で 260 トンのごみが入ってきますので、ピーク時には、充分対応できています。

年間延べた時に、量が減る時は、調整するという作業が要ることになります。

(服部委員)

焼却炉の容量に合わせて、ごみの量を調節するということが逆行しているように感じます。

例えば、フィルターをかけるとか、90 トンを下回った場合に他の措置がとれないのか、有料化することが出来ないのは、炉の問題だけなのでしょうか。

あと、周辺地域が有料化されていない理由を分析されているのでしょうか。

(事務局山中)

1 点目の焼却炉のことですが、炉の第 1 段目で乾燥させて、次の第 2 段目で燃やして、第 3 段目で灰にしています。

ある程度のごみがあってこそ燃焼が安定しますが、ごみ量が少ないと前段で燃え尽きてしまって、ガスが吹き抜けてしまうので、燃焼が安定しません。

ある一定のごみ量を確保し、焼却を出来るだけ 90 トン近くまですることです。

あと、毎日焼却しているのを 1 日お休みするとかいうやり方で焼却炉をキープしな

いといけません。

芦屋市に応じた焼却炉に建替えた場合、100%に近い安定した焼却炉になるのではないかということですが、試算してみますと、やはり維持管理をした方が経費的には、安いです。

建替えると焼却炉が小さくなりますし、なおかつ改修工事よりも、焼却炉だけで試算しますと3倍から4倍ぐらいの経費が掛かってしまいます。

そういうことでは、余裕がある運転で経費節減を考えますと、今の焼却炉を出来るだけ延命化していくというのが一つの有効な方法になっています。

二つ目の有料化が近隣市でされていないのは、どうしてですかという御質問ですが、「有料化の手引き」が出ました後に、ガイドラインですから、それに準じて各市さんが有料化を進めていこうと想定して、芦屋市もその流れに乗ろうとしておりました。

しかし、手引きの内容は、こういうやり方をすると有料化ができますということであり、いつまでにするという期間が切られておりません。

そういうことで、各市さんも同じですが、一歩先に進み難かったと思います。

理由としては、各市さん色々あると思いますが、芦屋市は、有料化の一つの目標である減量化が、お蔭様で前回平成17年5月に基本計画を策定しまして、その削減目標を到達しておりますので、有料化は現時点でしなくてもいいと判断しております。

(山口会長)

ありがとうございます。

今のお話は、次のトピックスの焼却施設の延命化とも関連していると思います。

そこで、その話をいただいてから、もう1回、有料化の話するか、有料化については、事務局の説明どおり、今年度は説明どおりでやるという形で進めさせてもらってよろしいでしょうか。

(山崎委員)

一つ質問ですけど、先ほど服部委員もおっしゃっていた、この89頁の1行目、2行目のあたりの表現が非常にギラギラというか、芦屋市さんとして、ごみは減量化したいのかというベクトルがどっちなのかというのが明確ではないですね。というのは、それを一歩飛び越えて過度な減少になると書いておられるんですけど、減量化はしたいんですね。

(事務局山中)

はい、国の目標、県の目標がありますから、減量しないといけないと考えております。

(山崎委員)

それでもう一つ、115トンと90トンというお話なんですけど、あそこに24時間と書いてありますが、24時間連続運転なんですか。

(事務局山中)

はい、そうです。

(山崎委員)

それで、年末年始とかという、そのある一定の限られた時だけ休止するか、365日ず

っと、関係なく焼却しているのですか。

(事務局山中)

正月の三が日の休みと焼却炉を切替える時がありますので、焼却炉は2基ありまして、3か月交互運転をしています。

その切替えの時、1週間ずつ止めたり、年間約1か月間止めます。

それは、共通部分で両方の焼却炉を止めて、工事をしないといけない時があります。

(山崎委員)

という話になると、減量化をもっと進めて、休止の期間をもっと増やしても全く問題がないように思います。

今の事務局の説明では、出来ないんだと単純に思いましたが、そんなことはないんじゃないのかと思います。

(山口会長)

それに関連してですが、有料化と減量化というのは、相関になっているのですか。

有料化すれば減量になりますか、他の有料化をしているところは、どうですか。

(事務局山中)

一事例ですが、他市において、有料化をしたら20%削減したと聞いておりますので、そういうことでは、かなり有効な手段であると考えています。

(山口会長)

ということであれば、有料化すれば芦屋市のごみは、確実に減量出来る。

しかし、余りごみが減量すると今度は、焼却炉の有効利用の問題とも関係するということですね。これについて皆さんいかがですか。

(山崎委員)

トータルのシミュレーションで稼働日数とメンテナンスとかを入れたら、何が究極の本当に経費なのかというのは、もう少し密に割り出される必要があるのではないかと思います。

(山口会長)

コンサル会社の方にお聞きしますが、計算、有料化、どうすれば芦屋市のごみが、これだけになりますよという計算は、出来るのですか。

(コンサルタント田中)

今まで、それぞれ有料化されている事例は、多数あります。

それが先行して、そのまま減量化が続いている事例とリバウンドしてしまう事例と両方ありまして、今後、有料化した後にどのように施策を打っていくかで、有料化が続いていくかどうかの検討は、可能だと考えます。

(山口会長)

まず、データとか出てきて議論しないと単に哲学論的に減量化の方向でやっていって、それと量的な有料化を組み合わせると、議論が集約しないと思いますが、あとの委員

の方、いかがですか。

かなり落ちてきて、絶対的に減量すべきだと思うのですが、現在ある設備の有効利用とコスト、その関連ですね。

(山崎委員)

優先順位が何かですね。

議論になるのは、費用の問題、市としては、そういう観点が物凄くあると思いますし、市民としては例えばCO₂の削減に、どれだけ減らしたらどれだけの削減が出来るかというリユース目標があるのと、そのあたりの優先順位がはっきりしないから、議論がぐるぐる回っていきます。

(山口会長)

有料化については、今言った議論を踏まえて、整理して、今年度駄目でしたら、次年度に整理して議論に乗せるということはいかがでしょうか。

例えばCO₂を減らすのが目的なのか、減量化が目的なのか、効率的な施設の利用が目的なのかになります。

(事務局山中)

有料化は、ごみの減量化をしようということですから、芦屋市においては、有料化まですなくても減量は、他の施策をすることによって減量していますので、先にそれを推進していきたいという考えでおります。

方法は、マイバッグ持参運動、ポスター展、フリーマーケット、スリムリサイクル店、また、後の説明で色々な事業が出てきます。

沢山の事業をしていますので、それを推進していきたいと考えています。

先ほどCO₂になるのか、優先順位ですが、当然、国や県では、減量化をなさい、資源化をなさいということが大前提である訳ですから、それを目指さないといけないことになります。

それは、きっちり進めていきたいと思っています。

(山口会長)

分かりました。

(事務局山中)

あともう一つ、山崎委員さんから御指摘、御質問ありましたが、焼却炉の運転日数を止めれば解決するのではないかとのお話がありましたが、施設を管理する、維持している者からしますと、出来るだけ焼却量を安定燃焼するところまで持って行って、継続をして24時間毎日運転するのが、焼却炉を維持する側の希望です。

他の焼却炉で朝、火をつけて、夕方、火を消せば、ダイオキシン類が発生しやすいと一時期、言われたことがあります。

24時間連続して、稼働することが本来的な施設運営のあり方であると認識しております。

もし、今のごみの搬入量、焼却量で進めて、その状況に合わせて運転していくことになるとう曜、火曜、水曜日まで運転して、木、金、土の週の後半は、焼却炉を止めると安定した運転が難しく、公害の発生しにくい維持管理は、遠ざかると思われます。

(山崎委員)

いや、そんなこと僕は、言っていませんよ。

あるスパンの中である時期止めなきゃいけないとおっしゃったから、その止める期間を長くして、その間は連続稼働したらいいだけの話で、今おっしゃったお答えは、全然違いますよ、

(事務局山中)

ごみ量が多いのは、月曜、火曜日ですから、そこを運転することになりますので、ごみピットで容量が賄えたら、今おっしゃられたようにやりくりというのは、出来るのかも分かりませんが、難しい部分があります。

(山口会長)

そうしましたら、今の御説明で有料化は、最後の手段として、ラストリゾートという言葉がありますが、それ以外にも色んな減量のまだ施策があり、芦屋市はその方向で推進していきたいということですね。

有料化は、大事な問題ですので、引続き検討いただくとして、次の焼却施設の延命化について説明いただいてからの方が議論がクリアになってくると思うので、これをお願いできますか。

(事務局山中)

はい、分かりました。それでは、29頁に焼却炉のことを書いております。

現在の焼却施設は、平成8年に竣工し、平成23年で稼働後16年目を迎えます。

排ガスの状況は、ごみの搬入車両の入口に設置した電光掲示板に常時公表しています。また、施設建設時に地元自治連合会と公害防止協定を締結しまして、地元代表者及び市職員で構成する運営協議会を設置し、各種測定結果や運転状況を公表しております。

排ガスの基準値は、大気汚染防止法の規制値より4分の1から17分の1までの低い数値を住民協定値として公害防止に努めています。

その施策としましては、82頁に課題ということで、先ほど御意見がありましたごみ減量化、再資源化とごみ焼却の相対関係を書いております。

ごみの減量化、再資源化を推進する理由として、3R推進等の国全体の方向性があるほかに、他市町ではごみ排出量が焼却能力を超えることが挙げられる。

公害防止の観点から焼却炉を安定して燃焼させることが重要であるため、焼却炉に負担を掛けず、連続燃焼させることが必要となります。

その対応として、ごみ搬入の多い時、少ない時は、ごみピットに溜めることにより調整しています。

本市の1日当たりの焼却量は、平成21年度の年間ごみ焼却量を年間で割ると約86トンとなり、焼却処理能力1炉115トンの約75%になっています。

焼却炉を安定燃焼させるためには、焼却処理能力の78%以上の90トン以上で焼却する必要があります。

現焼却施設は、平成8年3月に竣工し、その当時の規模算定により建設をしましたが、その後の各種リサイクル法などの整備でごみの減量化、再資源化が促進され、特に平成13年頃からごみ量の減少が顕著になってきた経緯があります。

本市の焼却処理能力は、115トンであり、ごみ搬入量の多い日が曜日では月曜と火曜日であり、1日当たり130トンから180トン、月単位では12月であり、1日当たり

220 トンから 260 トンのごみの搬入量に対しては、充分に対応できております。

現在の算定規模で焼却炉を建て替えると 115 トン炉焼却炉 2 基が 60 トン焼却炉 2 炉となり、2 炉運転が増えるため補修、整備期間が取り難く、ごみ量が多い時の対応が難しくなります。

費用面では、焼却炉の建替えと延命改修を比較すると、小規模の焼却炉であれば負担が掛かった運転となるため、維持管理費も含めて延命した方が経費削減となります。

本市では、焼却能力に余裕があることから、ごみ減量化、再資源化とごみ焼却の相対関係において裏腹の関係になっておりますが、市の財政状況を見ながら、ごみの減量化、再資源化事業を進めていきたいと考えております。

国、県の目標がありますので、芦屋市においても、それを目指していくというのは、この基本計画の考えになっております。

(山口会長)

ありがとうございました。

基本的なこと 2 点だけ、私の方からまずお尋ねします。

これ会計処理的に芦屋市は、施設の減価償却を毎年していますか。

(事務局山中)

しておりません。

(山口会長)

民間会社だと必ず施設は、減価償却して行って、ある年、予算の負担が急に増えないように配慮しているのですが、複式簿記化して、市もそういう施設の方針については、減価償却的な措置をされたらいかがかと思えます。

芦屋市は、進んで研究されたらいいと思えます。

それからもう 1 点は、芦屋市は、ごみ処理に余裕があるということですが、色んな地域が箱物作って、有効利用してないという、非常に無駄だということが指摘されています。

先ほど来る時、隣は西宮の施設だという説明を受けましたが、有効利用という観点から、近隣の市町なんかと融通し合って、設備を有効に運用するという考え方は、今とられていないのですか。

(事務局山中)

広域処理ということですね。

(山口会長)

一部そういうことですが、そんなに大げさでなくても、自分の焼却炉に余裕があり、隣が困っていれば、引き受けようとか、逆の時は引き受けてくださいとか、広域までは行かなく延命というか、広域業務は、まだ芦屋市は考えられてないのでしょうか。

(事務局山中)

焼却量に余裕があるから、何かそういうお助けが出来ないかということだと思えますが、各市さんからの依頼としては、例えば改修工事をするから、その期間、焼却が出来なくなるのでお願いできませんかということが、過去には、御依頼を受けたこともあります。

それから、地震が起きた時に兵庫県では、震災の協力体制を作っておりますので、他市で風水害が起こった場合は、災害ごみを受け入れた経緯もあります。

それを日常的にとすることは、今のところ考えておりません。

基本的には、その市で出たごみは、その市の中で解決するのが廃棄物処理法の考えになっておりますので、現状としては、他市の一般廃棄物を受入れることが出来ません。

(山口会長)

分かりました。

では、ほかの委員の方、この延命化の芦屋市の方針について、御意見ありますか。

(山崎委員)

素朴な質問ですが、この 82 頁の今の課題のところをお読みいただいたんですけど、その一番上のアの焼却施設というところで、図に延命化と性能曲線があって、いずれ建て替えないといけないと示されていると思いますが、芦屋の場合、稼働後 16 年となっておりますけど、この 16 年というのはかなり使って、そろそろ次の建替えを考えないといけない時期に来ていると読めます。

ただ、例えば一、二年のことで延命化とおっしゃっているのは、良く分かるんですけど、これも基本計画と書いてあるように、幾つか長期スパンの計画を作って、その上で恒久的な部分と短期的な部分の両方から、物の考え方は複眼的にやらないといけないと思いますが、そういう発想はいかがでしょうか。

(事務局山中)

焼却炉を建設する時には、補助金で焼却炉を建設していますので、その時の耐用年数は、15 年になっています。

15 年経てば、建て替えてもいいということですから、平成 8 年に出来ていますので、来年度には、建て替えてもいいことになります。

ところが、各市ともそうだと思いますが、財政事情のことを考えますと、出来るだけ延命化しようというのが経費削減を考えた動きになっています。

現状では、芦屋市は竣工後 25 年目までは、延命化しようと平成 32 年度までの延命化計画を今、立てておりまして、一部改修工事に掛かっているところです。

ただ、平成 32 年を目前にした時に、さらに延命化が出来ないか、検討をしないといけないということで、延命化を出来るだけしていこうと考えています。

(山崎委員)

そういうことをどこかに書く必要があると思います。

(山口会長)

山中さん、芦屋市のこの基本計画に我々が審議を委託されているのですから、基本計画に審議委員からの提案は、書き込めますか。

(事務局山中)

はい、計画は 10 年間の計画になっておりますので、5 年間ごとに見直しを掛けることになっています。

25 年間の延命化ですので、この中で延命化したいというのは、確かにいいと思いますが、ちょっとお待ちください。

(山口会長)

私、今の説明、おかしいと思ったのは、要するに市独自でゴミについては、処理すると、そこはいいですが、自立されて市行政が自立している。

ところがこういう施設を建設するとなると補助金に頼ると、しかも減価償却しないという、国の今の財政状況からいって、多分、補助金とか助成金は、余り期待出来ない方向で市が自立する方向で計画を立てる方が、より長期的に健全な市になるという気がします。

今のところは、アイデアだけでもそういう議論が審議会でなされたということを入れておいた方が、芦屋市の将来のためにもいいと思います、皆さん、いかがですか。

そうすると市議会も、審議委員会からの検討課題が出ていますということで議論していただけるという気がします。

私は、芦屋市の市民ではありませんから、芦屋市の委員の皆さんがお決めいただければいいと思うんですが。

(山崎委員)

国の補助金と言われましたが、どこもその時期になると、どこの市も皆さん当てにされておられるので、すぐ来年度お願いしますと言っても付かないはずです。

だから、何年か長期スパンで、県にもそういう計画を言っとかないと駄目だと思いますし、芦屋市は裕福だと思っていますけど、そんなに市単で出来ないと思います。

(服部委員)

減価償却をされていないことに大変驚きました。

あと、炉は5年ほど経つと劣化が始まると聞いたことがあり、平成32年までの延命と聞いてこれもびっくりしました。

炉を維持することに反対という意味ではなく、それでどのくらい効率が落ちるのか、そういう数字があれば、説得力が出るのではないかと思います。

(山口会長)

そうすると減価償却とゴミ袋有料化は、関連できそうですね。

有料化して、そこで経費を負担していただいて減価償却に充てていくとか、いろんな発想が出来ると思いますが、何か考えるきっかけになればいいと思います。

(服部委員)

ゴミ有料化について、一言よろしいでしょうか。

ゴミ有料化について、以前、他市を調べたことがあるのですが、先ほどコンサルタントの方がおっしゃったように、2~3年までは、ゴミの量が減りますが、そこからはあまり減らない、或いは、リバウンドするんですね。

ですから、ある時期からは何らか別の施策と両立させていかないと絶対にうまくいかないというのが1つ。それから、もう1つは、芦屋市は、裕福な方が多いので、ゴミ袋の金額をいくりに設定するかによっては、何のインセンティブにもならない可能性があると思います。

ゴミ袋が何十円かで有料化されても、それによって、ゴミを減らそうとは、思わないという方もいらっしゃるのではないかと。

ですから、経済的な手法を用いる場合は、その金額設定というのも非常に重要な要

素となってきます。

(山口会長)

ありがとうございます。

そういうことを審議会の議論の中に出てきたということをもとめて、どっかに文章化していただければと思います。

それでは時間も差し迫ってきていますので、次のパイプライン施設の維持管理について御説明お願いできますか。

(事務局山中)

24 頁をお願いします。

③番の廃棄物運搬用パイプライン施設になりますが、9 行目のところを読ませていただきますと、なお、兵庫県企業庁がごみ投入施設や輸送配管ルートが固定されるなど、街づくり計画への柔軟な対応が困難なシステムだと事業中止を申し出て、継続を望む市との間で協議の結果、平成 14 年 3 月に南芦屋浜の一部地域におけるパイプラインの施設の中止を決定しました。

3 行下がって、また、パイプライン施設の計画収集能力は、29 トン／日であるが、リサイクル法等の制定により、計画収集能力に対する実績収集量が 30%程度となっております。

その施策 80 頁を開けていただきますと、(2) 番に収集運搬計画があります。

上から 6 行目、廃棄物運搬用パイプライン施設は、住民生活に密接に関連しているため、継続するか廃止するか、慎重に判断する必要があります。

パイプライン施設は、収集車による温室効果ガス排出の防止、快適なごみ出し等の住民サービス、先進技術性等のメリットがある優れたインフラであるため、現状では施設が停止しないように経費節減に努めながら維持管理を行っていくという予定をしております。

パイプライン施設は、1 日の収集量が 29 トンで当初建設されました。

その後、リサイクル法ができ、ごみの減量化、再資源化が促進されまして、パイプラインに投入されるごみが、現状 1 日約 8 トンになっています。

そうしますと、1 トン当たりの処理単価が高くなっていることになります。

企業庁でも、芦屋浜のほとんど全域がパイプライン収集ですが、南芦屋浜の南側のパイプライン収集を中止した経緯もあります。

市としては、経費節減に努めながら維持管理をしていきたいと考えをお示ししております。

(山口会長)

これについては、委員の皆さんいかがですか。

特殊なパイプラインということですので、私はイメージが浮かばないので、地域の委員の方、いかがですか。

(今村委員)

とりあえずごみがいつでも出せるので、非常に好感度を持たれているようですけども、私たちのところは、収集車で収集していただいていますので、ごみステーションの問題、うちの前は嫌だとか、よそへ持って行ってくれという問題と、それから今カラスなんか来るので、いつもネットを掛けないとつつきます。

それからイノシシだとか、色々動物も、前の日から出しといてやられたことがありますので、パイプラインは、お金が掛かることも聞いておりますので、どうなんでしょうかね。

しかし、それを売りにしてお家を売っていらっしゃるという話も聞きますから、急にやめる訳にもいかないと思うのですが、いつでも出せるということは、うらやましいと思います。

だから、収集車での問題は、多少、うちの前は嫌だからよそへ持って行ってほしいということは、しょっちゅう起きているようです。

(山口会長)

パイプラインの維持管理は、地元の地区の人だけでなく、芦屋市全体で負担されている訳ですか。

(事務局山中)

そうですね。特段、それに関するお金というのは、いただいておりませんので、車収集もパイプライン収集も同じ考えになっています。

(北村副会長)

この中でパイプラインの恩恵を受けているのは、私1人だと思うんですが、芦屋市に生活をするようになった大きな原因の一つは、やっぱりこの利便性もある訳ですね。

ここでも今、色々な角度からお話が出ていますように、自分たちが便利だからいいということだけでは、もうこの話の結論は、つかないと思います。

やっぱり市全体で色々な角度から討論して、市民全体の合意という形に最終的には持っていかなざるを得ない課題だろうと思います。

ただ、便利なことは便利です、いつでも捨てられるということ、それとそれ以外は、清潔ですから、ごみを一般の通路に置くことはなく、故障した時以外はいつでもパイプラインの中に捨てられる訳ですから、その周辺は、非常に清潔で非常に快適な生活を保障されていることだと思います。

しかし、私もこういうところへ来て、皆さんと一緒に経費の問題、その他、総合的に判断する場合には、皆さんの意見も参考にしたいと思います。

(山口会長)

この件に関しては、どうしましょう。

そういう意見があったということで、県は中止を希望しているし、市はどうですか。

(事務局山中)

そうですね。先ほど申し上げたのは、南芦屋浜の全域をパイプライン収集とする予定でありましたが、企業庁で南側の南半分をやめられたという経緯があります。

市としては、それを受けて、まだ開発中のパイプライン地域もありますから、そこも含めて経費節減をしながら維持管理をしていく考えでおります。

(山口会長)

我々の委員会も、そういう考えで市にお願いするという形でいいですか。

これ以上、議論しても進展がないようですので、山中さんありがとうございました。

これで基本計画からの抽出課題についての審議を終わりたいと思います。

次は平成 22 年 10 月 14 日に開催しました我々、第 1 回目の審議会で出た意見、これが主な議題になると思いますが、集約の御説明をお願いします。

(事務局山中)

はい、それでは、番号と頁数と検討項目、市の考えを記述させていただいております。かなりの項目がありますので、抜粋をして、要約をして御説明したいと思います。

1 番ですが、前回の時に御意見をいただいているのが、振返りが見えない、出来たこと、出来なかったことを整理する、今までどういうことをしてどういう効果があったかなど意見をいただきまして、それにつきましては、市の考えとしまして、20 頁から 21 頁に記載をして整理しています。

追記した部分があったり、ここに書いていますとさせていただいております。

2 番にあります、ごみの減量化の各実施項目の活動実施結果と評価は、どうかということではありますが、太書き、ゴシックになってる部分を追記し、修正をしています。

7 番の 29 頁は、前回は法を記述していましたが、このゴシックでは大気汚染防止法に変えさせていただいております。

それから 9 番に資源化率の減少の要因は、何かということが尋ねられておりましたが、別紙資料をつけさせていただいておりますので後から御説明をしたいと思います。

3 頁の 14 番、市の考える課題を提示してほしいことにつきまして、先ほど抽出課題の検討で挙げさせていただきました。

それから 4 頁の 19 番になりますけど、方策を検討した方が良いのではないかと、これについては、整理をさせていただいております。

先ほど申し上げた資源化率の減少の解析をコンサルから御説明したいと思います。

(コンサルタント田中)

それでは、説明をさせていただきます。

資源化率が減少しているの、その解析ですが、本編は 43 頁に再資源化量の実績が載っております。

43 頁の図表 2-2-55 ですが、ここの一番下の行に資源化量と、その下に再資源化率ということで、過去 5 年間、若干ではありますが減少している傾向にあります。

これについて、この次第の中の先ほど書かれました意見集約の次の頁ですが、資源化率減少の解析という別紙資料をもとに説明をさせていただきます。

まず、芦屋市で若干微減傾向にありました再資源化率ですが、全国の状況を見てみますと、1 番ですけれども、このグラフは、環境省が出しております一般廃棄物処理事業実態調査がございまして、ホームページで自由に閲覧が出来ることになっておりますが、ここから全国のごみの種類別の資源ごみの排出量の合計を全体の計画収集人口で割りまして、1 人が 1 日当たりに出す資源ごみの量をグラフにしたものになっております。

グラフを見る限り、そんなに大きく増えたり減ったりというようなものは、ございませんが、順に見てみますと、一番上の四角でポイントしておりますのが紙類になっております。

ここ 3 年間は、若干減少傾向にございます。

次にひし形のマークにしておりますのが缶などを含む金属類ですが、これはやや減少傾向と言えるかと思えます。

次に丸印をしておりますのがビンなどを含むガラス類ですが、これは若干減少しているか、ほぼ横ばいの感じになっております。

次にバツ印しておりますのがプラスチック類ですが、これは 17 年度以降、やや微増、又は、ほぼ横ばいという状況になっております。

次に三角で示しておりますペットボトルですが、こちらもやや微増、もしくは横ばい。

その下の布類につきましても、ほぼ横ばいということで、全国的に資源ごみの量は、そんなに増加していないという状況が分かるかと思えます。

それでは、このうちで微増、又は、ほぼ横ばいというもので、プラスチックやペットボトルというものがございしますが、このうち芦屋市で分別されておりますペットボトルについて、その下の 2 番で製品の需要というものを見ていきたいと思えますが、2 番のグラフにつきましては、ペットボトルリサイクル推進協議会という団体さんで示されているボトル用のペット樹脂の需要の動向を示したものでありますけれども、太線で丸印のポイントを打っているのが合計になります。

あとはすべて内数といいますか、内訳ですけれども、中にはしょうゆ、そして調味料といったたぐいのペットボトルについては、平成 20 年度に指定品目に入ったということで、ペットボトルの量としては若干上がっていますが、それ以外については、ここ 3 年ほどは、ほぼ横ばい、そして 20 年から 21 年にかけては、合計量を見ていただきますと若干減っているという結果になっております。

ここから生活様式の大きな変化がない限り、ペットボトルの利用は、今後も同程度が維持されると推測されますので、消費、そしてごみの排出においても現状と同程度にとどまるものと予測がされます。

その結果のまとめとしまして、次の頁、2 頁ですけれども、全国的に資源ごみの減少、又は資源化率の減少というものは、全国的な消費自体の低迷というところに関連づけられると考えております。

また、芦屋市では、国の示す循環型社会形成推進基本計画の考えにのっとりまして、ごみ処理の優先順位を、まず第一に排出抑制、その後、再使用や再生利用、そしてその後熱回収や適正利用という考えを推進しておりますので、第一に排出抑制によりごみ量全体を減少させていくということに重点を置いておりまして、次に資源化率の向上を目指していくという考えであります。

資源化率向上のための対策としましては、さらなる分別の徹底、再資源化処理の効率化等を考えていく必要がございます。

ただし、近年、ここ最近のごみ排出量の減少というのは、少なからず景気の影響を受けているという考えもございしますので、今後につきましても各市の情報を注視しながら検討していく必要があると考えております。

(山口会長)

これが要約ですね。

今、簡単にこの前の審議会が出た検討課題についての市の考え方を御説明いただきましたが、これについて、委員さんで特に個別の議案で私が言ったことについてはという御意見がありましたらお出してください。

(事務局山中)

あと済みません。

この中でもう一つ、議題としまして、方策の検討がありますので、先に御説明さしあげた方が良ければと思いますので、どうでしょうか。

(山口会長)

そうですね、先に説明いただきましょうか。

(事務局山中)

それでは、ここに書いてある平成 22 年 10 月 14 日の意見集約ということで、方策の検討を挙げさせていただいております。

その方策の検討といいますのは、頁数で言いますと 86 頁から市民の役割、それから事業者の役割、(3) に市の役割を挙げさせていただいている訳ですけども、今からは市の役割の御説明をしたいと思います。

先ほど申し上げました、ごみの減量化、再資源化は、色々な事業を市がしており、84 頁の買い物袋持参運動の実施では、芦屋市消費者協会と共催し、買い物の際に買い物袋を持参することで排出される包装ごみの削減に取り組んでおり、今後も継続して実施をしていきます。

新たに啓発用のチラシを作成しましたので、南芦屋浜のマルハチさん、コープ神戸さん、それから今日出席していただいております J R 芦屋の大丸さんに掲示をお願いしまして啓発を推進しております。

今後につきましては、市内の大型店舗をお願いして、さらに進めていきたいと考えております。

それから、フリーマーケットの開催、ポスター展の開催、資源ごみ集団回収活動の助成ということで、ここでは、資源ごみの有効利用とごみ減量を推進し、ごみ問題に対する意識の向上を図ることを目的とし、今後も継続して実施し、登録団体を増やしていく予定をしております。

次にリユースフェスタの開催は、粗大ごみで捨てられたものの中から、家具類、自転車を再生して、市民の皆さんに無料又は、有料で御提供しております。

施設見学会の啓発活動の実施ということで、各団体、小学校 4 年生の方、中学校、高校生の方が施設見学に来られます。

その時にリサイクルのごみの流れなどを見学会で説明しております。

先日も中国の方が約 100 人、中学生、高校生、引率の先生ということで来られ、見学されました。色々な各団体の方が見学に見に来ておられます。

それから、芦屋市家庭ごみハンドブックを発行しまして、その中で色々な芦屋市の取組ですとか、分別している状況を書いております。

スリムリサイクル宣言店の指定は、簡易包装の推進、使捨て容器の使用削減、店舗で発生する紙類、缶、ビンの再資源化等のごみ減量化、再資源化に取り組む店舗、事業所ということで、平成 21 年 9 月時点では 34 店舗ということになっておりますけども、この度、芦屋市内の事業所 2,000 か所について事業所統計アンケート調査を行いました。

その中で 30 店舗の方が登録してもいいですと御希望いただいておりますので、登録をする手続をしたいと思います。

そうしますと約倍の 64 店舗になりますので、かなり推進されてると判断をします。

それから、先ほど 88 頁、有料化の検討がありましたが、90 頁には、服部委員さんの大学の学生さんを手伝っていただいて、環境処理センターの環境マネジメントシステムを構築しましたので、そのことを記載しております。

これが芦屋市での今後の推進していく内容になります。

(山口会長)

ありがとうございます。

それでは、基本計画についてですが、前回の審議会で議論して、御提案された委員の方、市の今回の考え方について、何か御質問、御意見等ありますか。

また、その後、基本計画をどう実施していくのかという方策ですが、これも色々多岐に亘っていますので、市民の役割から、色んな主体がどういう役割を果たせるかと書いています。

非常にこれも多岐に亘ってまして、何をどうすればいいのか、なかなか出てこなくて、一応みんな網羅している、そういう構成になっていると思いますが、これについてのまとめだとか、方策の提案の仕方とかについて、皆さんの御意見ありましたらお出してください。

(山崎委員)

88 頁の上から 2 行目、兵庫県 5R 生活推進会議は、名称が変わっていますので、訂正をしていただいた方がいいと思います。

(事務局山中)

はい。分かりました。

(山崎委員)

それから、もう一つ、この 85 頁の基本方針を達成するための方策で、今、主として市の役割ということで、86 頁の小見出しをお読みいただいたんですけど、方策が普及啓発しかないんですか。

というのは、もっと前に原単位とか、ごみ発生量とか色々書いておられて、33 頁あたりなんですけど、芦屋市さんが前も御議論したと思いますが、今、見える化というようなことを盛んに言っている訳ですから、全国の 1 日当たりのごみ排出量がどうなっていて、兵庫県はどうなっていて、芦屋市はどうなっていてというあたりをもう少し焦点を当て、減量化をしたい、何%削減したいとか、そういうものがあつた上で、こういう方策がある方がいい気がします。

(山口会長)

そうですね。

(山崎委員)

何か極めて定性的なフワッと流れそうな方策しかないのかなと思います。

(事務局山中)

この基本計画は、国の指針に基づいて作成しております。

確かに一部分かり易いように芦屋市なりの修正をしまして、その中では、全般としましては、芦屋市の現状をこの中で書いております。

近隣市の状況、芦屋市の状況も含めて前段で書いていますのがこの流れになっています。

70 頁と 71 頁に国、県の目標がありまして、芦屋市は、72 頁でそれを受けて、基準年度がありまして、その後、72 頁、73 頁にその実績も考え、予測値があつて、それに対する目標値ということで、その上に文章として、何年度の数字を何年度には、こういう数字にすることが 74 頁以降についても、書かれています。

前回の審議会を受けて、この度は、それを整理させていただきましたので、ポイントが確かに前後しているかも分かりませんが、先ほど申し上げた国の目標があって、芦屋市の目標があって、その後、市民の方、事業者の方、市の役割としてこういうことをしていけば、目標に向かって到達するという施策を挙げさせていただいているのが、この基本計画の組立てです。

(山口会長)

前の審議会の時に議論があったと思いますが、今回、新しく基本計画を策定するに当たって、前回までと違うところが何処なのか、新しく加えるとか、こういうところが問題だから基本計画をこうしましょうとか、そういうところを明らかにして、それに対処するために、芦屋市はどういう方策をしていくのかという、めり張りをつける。

そういう内容にしたらかどうかという議論があったと思います。

それについては、どう反映されていますか。

(事務局山中)

5 頁を見てくださいと、平成 17 年度の前回の時の基本理念、基本方針、実績と目標を挙げさせていただいております。

次に 6 頁に前計画からの削減目標の達成状況、基準年度 12 年度、目標年度 22 年度に対して、実績 21 年度は、102.5%達成していることを記述しています。

その下に再資源化率の目標の達成状況としまして、実績で 17 年から 21 年までの年度が入っていますが、20 年度までは 100%到達していましたが、21 年度に到達しなくなったことについては、下の段にその状況が書いてあり、7 頁に前計画の中で策定していたもので、目標達成しましたということ、最終処分においては、最終処分量の削減を図ったことなど、他にも追記が何か所かあります。

(山口会長)

なるほど、非常にそういう意味では、前の最初の原案に比べて、かなり芽が出てきていると思います。

そこで、それと今、議論している 85 頁の基本方策、こういうのがあるからこの方策でやりましょうと、その辺の関連があればいいという気がするんで、例えばお絵かきでもいいし、何かこの方策のこれをやって、この基本計画の目標のこれを推進しましょうとか、行動指針のような、表現の仕方とか、記述の仕方とか、打ち出せないでしようか。

これだと、これも大事、みんな大事だということで、何をしたらいいのかってなりますから、折角ここで貴重な時間とって集まられていますので、これは重点政策として、是非とも芦屋市でやっていこうというのが出てくれば良いのですが。

(事務局山中)

前回の御意見を受けて、52 頁に減量化、再資源化ということで、芦屋市での審議会の開催、マイバッグでの動き、集団回収の動き、それから粗大ごみのことを挙げさせていただいております。

言葉で説明をしたら、買い物袋持参については、ティッシュをお配りしてとか、そういう書き方になってしまうので、それを確かに言われるように文章読まないとやっていること、やってきたこと、今後何をしようとしているかというのは、どういう姿にすれば、分かり易いのか難しいところがあります。

(山口会長)

例えば、文章のままでも、基本方針の中に買い物、市の役割として色々挙げられましたね。

この中にこういうのをやれば、この再資源化率は、こうなりますよとか、コメントみたいな、再資源化率のペットボトル何%ってありましたね、これやればもうちょっと上がりますよとか、今の何%を上げることを言ってあげると読んでいても繋がりが出てきますよ。

(事務局山中)

総合的にしておりますので、1個ずつに対してどれだけ下がるのかということは、その評価が出来るのか、コンサルさんの御意見も聞きたいと思います。

(山口会長)

何か読んで楽しいなという基本計画にならないと、我々、お役所の作文で作っていませんねと思います。

芦屋市は、他の市に負けないような基本計画にしてほしいと思います。

だから、批判覚悟で市は、こういうこと提案しています。

それは、この再資源化率、これを何%こうするためですとか、目標を実現するためにこういうためにこれを提案しますとか、そういう何か表現があると、もうちょっとやる気が出てくるような気がするんですけど、あとの委員の方、いかがですか。

(田中委員)

大分、1回目に比べてかなり工夫されたとは私は思っていますが、ただ理念があって、基本方針があって、目標値があって、方策があるのですが、ここに書いてあるのは、基本方針を達成するための方策じゃなくて、目標値を達成するための方策になれば考え方は、変わると思いますが、基本方針というのは、ほとんど変わらないですからね。

これ達成は、出来ないですよ。いつまでも追いかけていけない訳やから、そこのあたりで、もう少しひねった方がいいのが、出来るんじゃないかと思って期待しています。

(山口会長)

おもしろい御提案ですね。

具体的なターゲットを決めて、そういう表現が必要かも知れませんね。

(田中委員)

ハード、量でなくても定性的なことでもいいですけども、何かそういう我々が肌で感じられる目標値を方策の前に出してもらおうといいのかなと思います。

(山口会長)

あとの委員の方、いかがでしょうか。

市民の役割とかありますけど、これを計画の中に入れることは、これを市民にやってくださいとお願いするのか、市民から出てきた意見を要約したのか、どういう位置づけになっているんですかね。

(田中委員)

これは、別に芦屋市の肩を持つ訳ではないですけども、市民、要するにこの問題とごみ処理の問題というのは、活動そのものを評価して、ソフトのものを評価していかないと、基本計画達成するとかいう話、基本方針とか、問題が要するに我々は何をしたらいいいのかというのを、これ読んだ市民は思う訳ですね。

それに対して、役割はこういうことなんだなという、それは多少、いいことと思いますが、ただ、余り役割を通されますと、それはそれなりに厳しいところありますね。

(山口会長)

どうぞ。

(大谷委員)

燃えないごみの回収車が今、市内を回っていますが、あれは取り締まれないものかなと思います。

結局、不法投棄の場合があるし、市内のお年寄りが回収してもらおうと思って、色んな物を、まだありますか、まだありますかと言われ出したものの、結局、合計幾らですと言われた時に、そんな高かったら止めますと言うと、その乗せたトラックから自分で降ろしなさいと言われて、渋々払われて、消費生活センターにその苦情が来ています。

だから、必ず市の回収の燃えないごみ、大型ごみで出すということを書いていただけたら、苦情も少なくなると思います。

(事務局山中)

それにつきましては、テレビ等でも報道されていますから、よく内容としては分かっているつもりですが、難しいのは、正規にと言いますか正当な業者の方もおられると思いますので、その線引きをどういうふうに周知さしあげたらいいのか難しいですね。

確かに言われるとおり、悪質な業者もあるというのは、テレビ報道でも聞いておりますし、実際に市民の方からも電話で積んだ後にお金を高く言われたことも聞きますけども、何れにしても現状では、市としては警察に言ってくださいというお願いしか出来ないと思っています。

(大谷委員)

現在は、前もって回収料をお払いして回収してもらっています。

日にちを指定された日に出すというのではなく、柔軟的な回収の方法があったらそういうのに出されないんじゃないかなと思います。

結局、お金を払ったものの、その業者はリサイクルしないで、そのお金を手元に、自分の儲けにされる訳ですから、結局、山に捨てられたり、芦屋市内の海の方で捨てられたごみが、市の税金で処理をしないといけない状況にあるので、何か回収の方法を考えていただけたら、少なくなると思います。

(山口会長)

おもしろい御提案で、方策の中に市民の役割とか、市の役割とかにプラスして、例えば、市民と市のコラボレーションをつけ加えて、そこにこういう問題出てきたらこうやりましょうと入れたらいかがですか。

そうするとコラボレーションが相乗効果を生むという、そういう方策、ここはない

ですよ。

だから、今の完全に市民の側と市役所側がコラボレーションすれば、いい回答が見つかるような例ですね。

それなんか新たにこの方策の中につけ加えたらいかがでしょうか。

あとの委員の方、何かそういうのを書いておいていただくと、市民の方もこういうのあるんじゃないかと、審議会でこういうのやっているじゃないかと、これやりましようと言えらると思ひますが、どうですか。

(事務局山中)

なかなか難しいところがありまして、不法投棄の会議がありまして、警察、各道路管理者、市、河川関係の方、県の方、阪神南県民局の方も入っておられるので、そういう集まりがありますが、不法投棄という部分では、今言われたのが組織だってというのが、どういう取組になるのか、イメージが難しいですが、何か困った時に対応が出来ないかなという御提案だと思ひます。

そのために市の中では、お困りです課という課がありますので、そこで苦情、意見をいただき、対応する課でしていただくという考えになります。

(山口会長)

こういう問題についてお困りです課がありますとか、ここに方策として、市全体でとにかく山中さんところの課だけではなく、市全体で取り組むような問題でしょう。

ごみというのは、こういう場合には、市民とのコラボレーションでお困りです課とか、いろんな有効活用してやるのも一つの方策ですとか、そういう文章が入れられたらと思ひます。

(事務局山中)

済みません。

私の一存では駄目なので、申し訳ありませんが、預かりにさせていただきます。

(山口会長)

縦割りの役所では、結構ですよ。

(服部委員)

市民とのコミュニケーションの場を設けておられることはないですか。

(事務局山中)

この会議になると思ひますが、それ以外には、北村副会長さんの芦屋市公害防止協定に基づく会議があり、私のところは、その二つの会議があります。

(服部委員)

先ほどの大谷委員の燃えないごみの回収車の話を聞いて、気をつける必要があると思ひしたのは、法違反です。

フロン回収破壊法、家電リサイクル法などが施行されていて、業務用エアコンや白物家電などは、適正な処理ができる業者に引き渡さなければなりません。

断定的には言えませんが、回収に回っている業者がどのような業者なのかです。

そういったことを何かあった時に市民の方から「来てください」ではなく、市民教

育として周知するようなことを行った方が良いと思います。

(事務局山中)

家庭ごみハンドブックを出させていただいているので、その中に処理の仕方を書いているというのが一つありますのと、広報紙でも今まで何度か特集を組んでしたことがありますので、その中で今日、いただいた御意見について、周知したいと思います。

(山口会長)

どうぞ。

(上月委員)

済みません。学校教育から参加させていただいております、この環境の問題のごみ、上水道、下水道は、子供たちが非常に社会科や総合的な学習で集中して重点的に取り組む課題の一つです。

そうした中で、いつも環境処理センターで大変お世話になりまして、4年生が見学に来ていますが、先ほどの話と絡めて、是非、学校にもゲストティーチャーとして来ていただきまして、子供たちの学習に実際のデータとか、実情とか、困っていることなどを言っていただいて、子供のうちから市民教育をしていただくことが大事だと思います。

マイバッグは今、この%の使用頻度であるんだけど、皆さんが大人になったころにはこれぐらいまでしていきたいんだという生の声や困っておられることとか、聞かせていただいたら、ありがたいと思います。

(山口会長)

今の御提案は、市の役割の中に学校とかに出掛けて行って現状を理解してもらうような機会を持つと、そういうことですかね。それはいかがですか。

(事務局山中)

県に環境学習施設ガイドブックというのがあります、環境処理センターは、登録をしていますので、兵庫県内の方であれば御自由に申し込んでいただけます。

学習内容は、リサイクル、ごみ処理の仕方を掲載しておりますので、オープンになっています。

もう一つ、生涯学習に登録させていただいておりますので、山手中学校に家具と自転車を持っていきまして、こういうふうに修理をしたら使えますという御説明をしたこともあります。

また、市民センターで市民の方を対象にした講演も数回ありますので、御利用いただければと思います。

(田中委員)

広報あしやにもっとこの環境問題を載せてもらえないかと思いますが、数値だけ載ったりしていますね、あれ見て分からないです。

それともう一つ、年に2回ぐらいですか、環境特集やっていますね。

(事務局山中)

1回で6月だけになります。

(田中委員)

そうですね。6月がありますけども、この3か月に1回ぐらい出してもらえば、もう少し身近になるんですけど、年に1回、家庭用に配っていただいているのでは、余り環境に直接貢献せず、いつの間にかどっかへ行ってしまいます。

(事務局山中)

済みません。6月の原稿でタイトルを決め、編集などで物凄くエネルギーを使います。申し訳ないですが、3か月ごとの発行は、これ以上、出来ないと考えています。

当然しないといけないことは、しないといけないんですけど、基本計画に書いてあること全て行っているという中での一つでありますので、確かに御意見いただいて、不十分ではないかということですけど、総合的に見ていただければ、非常にありがたいです。

(田中委員)

こんなに一杯ではなく、4分の1ずつ出せば3か月に1回ずつ出る訳ですから、もう少し出し方を工夫した方がいいんじゃないかと思います。

(事務局山中)

言われることは、よく分かります。

(田中委員)

お願いします。

(山口会長)

そしたら、この件について、あとの委員の方、いかがでしょうか。

今は、前回の審議会で出た意見の集約と、それに対する市のいろんな方策、そういうところを議論していますが、あとこういうのも入れたらいいとか、私の意見、こういうところまだ不十分だとか、そういう御意見おありでしょうか。

(大谷委員)

もう一つ、済みません。

魚とか、お肉のトレーですけれども、何かデポジット制とかポイント制でもいいです。

お金じゃなくて、何か販売したところが必ず回収するとか、削減したいんですけども、お店側としたら綺麗にすると手間が掛からないとか、何かそういう意味でトレーに載せておられると思います。

ここに過剰包装の拒否と書いて、市民の役割とありますが、とてもこれをされる方、時々おられ、やっぱり店では変な人にずっと思われますね。

このトレー、おたくに置いて帰りますとか言って、家には持ち帰りたくないとおっしゃられるお年寄りの方、おられるんですけど、出されるお店の側の努力が必要じゃないかなと、私たちもそれは買ったら出来るだけコープさんとか、集団回収で出しますけども、お店のお仕事だと、役割だと思います。

(山口会長)

なるほど。これについては委員でコープ神戸の方、おられましたね。

(事務局山中)

コープの方は、今日、お休みされています。

(山口会長)

そうですね。大丸の方は、どうですか。

(虎枝委員)

おっしゃるように、結構、お客様からも意見を聞きますが、我々としても会社自体としてはISOの取組もしておりますので、削減の努力、例えば、魚でしたらシャケの切り身のトレーについては、ラップだけにする、或いは、ちりめんじゃこ、干物は、トレーをやめて袋詰めでするなど出来るものは、そういう努力はアイテムごとにやっていっているということでございます。

トレーの回収につきましては、大丸芦屋店では、地下にトレーの回収箱は置いていますが、今、牛乳パックとトレーとペットボトルのキャップ、これぐらいしか出来ないんですけども、それを専門業者さんに回収していただいておりますが、不十分なところは、当然良く分かりますので、その取り扱うアイテムを増やして行くことを考えております。

(大谷委員)

ただ、市民、消費者は、資源が豊富じゃない、将来的に、それやったらその先で不便するよりも、削減するためには皆さん協力してくださいという形でも消費者は、我慢出来ることもあると思うので、出来たら削減をよろしくお願いします。

(虎枝委員)

さっきも出てまいりましたマイバッグにつきましても、ポイント制にいたしまして20ポイント溜まったら、キャッシュバックをするという形だったり、或いは店内の包装であったりとかしておりますし、店内の身近なことでは、生ごみ、それから一般の廃棄物、この辺は量で測定しておりますので、ISOの基準では、当然、審査が半期に1回ずつありますので、削減することを店としてはしております。

それをお客様にも伝えていく努力をしていきたいと思っております。

(山口会長)

ありがとうございます。今のは、市民とお店、業者さんの間でのごみ減量の話ですね。

そうすると学校とか、それから市を絡めた、色んなところのコラボレーションというのに協力が必要になってくると思います。

例えば、市民の役割が一番にありまして、コンサルティングのところですけども、85頁1番が市民の役割ですね。

それから、2は業者、事業者の役割、3の市の役割というのがありまして、それで終わっていますね。

そこに例えば、学校とか市民とか業者とか何かでごみ減量を有効にやっていくような、そういう方策を考えましょうとか、一つ何かそういうのを入れておくと、この計画に従って話したいんだと、もうちょっと積極的に充実が出来ると思いますが、それは市としては、難しいんでしょうか。

(事務局山中)

そうですね、85 頁から確かに書いてることになりますけども、主導的にしていただくということで、市民の役割、事業者の役割、市の役割になっていきますので、一人一人ではなくて、連携していきますが、主導的にするのは、誰かと書いておられますので、今、御提案いただいているのは、連携して、複合してという御意見だと思いますので、それが 85 頁の市民や事業者の協力のもとに事業を進めるということで、協力体制ということで書かないといけないと思いますので、考えさせてください。

(山口会長)

市民の役割の中に、こういう積極的に市とか業者と協力してやるとか、市についても積極的にやるとか、そういうこと潜らせてもいいと思いますが、そういう一つ文章化しておく、市の計画の中にこういうのが入っていますよと、やりましょうとしやすくなるのではないかという気はします。

今の皆さんの色んな要望とかお聞きしていると、そういうフレーム枠はないと思いました。

(事務局山中)

どういう姿になるか、申し訳ありませんが、何か分かり易い良い方法で考えてみます。

(山口会長)

そうですね。折角、素晴らしい数値目標とか提案されていますから、それとの絡みがあります。

そしたら、時間も迫ってきましたので、御意見がなければ、次の項目に移りたいと思います。

次は修正箇所の提案について御説明をお願いします。

(事務局山中)

修正箇所の提案で、芦屋市が現時点で考えている修正箇所を挙げさせていただいていますので、修正及び考え方、ゴシック体になっているところが修正した箇所になります。

3 頁の 17 番では、再資源化量を増やすため、集団回収の登録団体を増やすことを書いておられますが、市の考えとしましては、集団回収の量を 20% 増やしたら、本来燃やすごみとして捨てられている中のものを資源化出来ないのかということで挙げさせていただいております。

その次の頁で 21 番になりますが、前回お渡しした基本計画の中では、88 頁に左側の持ち去り防止の条例改正について掲載させていただいておりましたが、右側の文面に修正し、92 頁に移動しました。

平成 22 年 12 月に議会に上程をさせていただきましたが、継続審査ということになりましたので、現状においては、本市の取組を模索していくことを挙げさせていただいております。

基本計画で言いますと、71 頁の削減目標値を定めている訳ですが、基本計画を開けていただきたいと思います。

一番下の事業系のごみ排出量 20%、1 人当たり 1 日当たりを 30%、その結果として得られる総排出量を 24% で集団回収と資源ごみを含んでいる、含んでないという違い

がある訳ですけども、前回提案させていただいたのは、26%になっていました。

考え方としては、市では集団回収のごみ量を上げたために、本来は26%であったのが24%になったということになります。

この考え方を表に書きます。

(黒板に図を書き、説明)

もともとの集団回収、燃やすごみ、可燃ごみ、燃やさないごみなど、その他ありまして、その時のトン数を出します。

この指針の考え方は、1人、1日当たりのグラム数にします。

割り戻して、これが基準になって、将来の人口と日数を掛けて、1個ずつのものが積み上がって行って、この時のトン数になるというのが考えになります。

ところがこの考えは、最初は事業系のごみが20%、家庭系のごみが30%、その結果、得られる数字が26%になっていました。

その中から集団回収の量を下降気味になっていたのを上昇させた計画を立てましたので、その結果、24%になりました。

他の要因としては、ここの組立てを上げると26%になりますが、可燃ごみから集団回収である紙ごみとか資源ごみに回るという考えになりますので、もう一度、見直しを掛けないと、今の指針のままでは、集団回収のこの上げた量が何処から来たのか。

結果的には、芦屋市のごみ総量が増えたことになるので、組立て直しをさせていただきたいと御提案しました。

(山口会長)

ありがとうございました。

今の修正の提案を含めて、この議題についての御意見ありましたらお出してください。

この件はいいですか。

山中さん、その他の議題、おありでしょうか。

(事務局山中)

今、申し上げましたように市の考え方、修正案を提案させていただきましたので、これに基づいて修正をしたいと思っています。

今日、いただいた意見につきまして、反映させていただいて、今日始めて計画を見られる方もおられると思いますので、読んでいただいて、御意見があれば、ファクス郵送、メールなどでいただければ、またそれを検討させていただきたいと思います。

あとは、一般廃棄物の実施計画ですが、お手元に22年度のを置いておりますけど、23年度版を作成しないといけません。

3月末までに作成をして、4月からの計画になりますので、審議会では、日程的なことから、見ていただいて、御意見があれば言っていただきたいと思います。

次年度に向けては、数字の部分が1年度、新しくなっておりますから、その部分を修正して、発行したいと考えておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

(山口会長)

分かりました、ありがとうございました。

これで一応、事務局から提案の議題、全て審議終わりました。

それではその他、この議題以外で何か事務局からおありでしたらお出してください。

(事務局山中)

ありません。

(山口会長)

委員さんの方で何か御質問、御意見等くださる方がおありでしたらお出してください。

特にまだ発言いただけていない方、私は全員発言していただくまで一応会議を終わらさないという個人的な方針持っていますので、何でも結構ですから、今日の審議の中で言い忘れたこととか、提案したいとか、ありましたらお願いいただけるでしょうか。

(西川委員)

お聞きしたいことが、一つだけあります。

市民が主導権を持って、変えてもらいたいというのがあるし、マイバッグも随分昔から委員やっていますから、マイバッグの始めのころからやっていますけど、やっぱり時間掛かりましたので、その時も皆さんおっしゃっていたのは、買い物袋を出さななくてくれと業者の方、おっしゃるんですけど、それは私、違うと思うんですよ。

やはり、自分たちが選ぶことが一番大事であって、今、私はこれをやるから、自分は、これをやっていくんだという姿勢はとってもらいたいんです。

政府が何かやってくれるとか、企業が何かやってくれるとかという動きではなく、市民の一人一人がそういう思いを持って主張して、行動していくというやり方をやっていただけたら一番いいと思います。

(山口会長)

ありがとうございます。そのとおりですね。御発言ない方は、どうぞ。

(中村委員)

前期も出ささせていただきましたが、前回の1回目は、お休みしましたから2回目になるんですけど、全然、前期の会議と違う。

西川さんも前期もいらっしゃいましたけれど、今期とは全然違うなと思って、ついて行けない部分もありましたけど、何か勉強することが多いのか、それとも商工会から出ているから、色々先ほどトレーの話もなさいましたので、商工会全般ですので、食料関係もあるんですけども、余り商工会の会員の中では、こういう話が余り出てこないで、これからもっと出さないといけないと改めて思いました。

(山口会長)

いや、逆に失礼しました。

実は前回、水田先生からの依頼でやれということでお受けしましたが、水田先生とは、内容については、どうしたかという意見交換はしていなかったもので、私の自己流でやらせていただいて、そういう意味では、戸惑いがあったかも分かりませんが御了承ください。

(中村委員)

いえいえ、有意義でした。

(山口会長)

それでは、これで全部の議案が終わりましたので、今日の審議会は、これで終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

次回ですが、山中さんもう1回、集まってほしいという御意見でしたら、ここで議論したいですが、それがなければ、今年度の審議会は正式に終わりにして、あと委員さんから個別にそちらに要望書出していただいて、継続していただくという形にしたいと思いますがいかがでしょうか。

(事務局山中)

それをお願いしたいと思います。

(山口会長)

委員の皆さんはいかがですか。もう1回、やりましょうという方おられますか。

(事務局山中)

今後の予定としましては、御意見をいただいて、修正しパブリックコメントをすることになります。

修正する時期は、先になってきますので、まだ余裕がありますが、会長が言っていたかのように、一区切りとしていただければ、非常にありがたいと思います。

(山口会長)

分かりました。どうしても、もう一度審議会を開いて議論してほしいということがありましたら、審議会の開催依頼をしていただければ、こちらで考えます。

(事務局山中)

また、会長と御相談したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(山口会長)

分かりました。

それでは、今日は御多忙中の中、約2時間に亘って、審議に御協力いただきありがとうございました。

(事務局山中)

今から施設見学をお願いします。

お時間の都合が悪い方、御用事のある方は、お送りしたいと思います。

お時間の許す方は、4時半までを予定としております。

以 上